

同行援護

令和6年4月報酬単価

30分未満	191 単位
30分以上1時間未満	302 単位
1時間以上1時間30分未満	436 単位
1時間30分以上2時間未満	501 単位
2時間以上2時間30分未満	566 単位
2時間30分以上3時間未満	632 単位
3時間以上	697単位に30分を増 すごとに+66 単位

同行援護

令和4年10月報酬単価

30分未満	190 単位
30分以上1時間未満	300 単位
1時間以上1時間30分未満	433 単位
1時間30分以上2時間未満	498 単位
2時間以上2時間30分未満	563 単位
2時間30分以上3時間未満	628 単位
3時間以上	693単位に30分を増 すごとに+65 単位

同行援護

令和6年4月報酬単価

基礎研修課程修了者により行われる場合	90 %	
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	90 %	
2人の同行援護従業者による場合	200 %	
夜間もしくは早朝の場合	25 %	
深夜の場合	50 %	
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	25 %	
障害支援区分3に該当する者の場合	+20 %	
障害支援区分4以上に該当する者の場合	+40 %	
身体拘束廃止未実施減算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %	
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算	100 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
初回加算	200 単位	

同行援護

令和4年10月報酬単価

基礎研修課程修了者により行われる場合	90 %
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	90 %
2人の同行援護従業者による場合	200 %
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	25 %
障害支援区分3に該当する者の場合	+20 %
障害支援区分4以上に該当する者の場合	+40 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位

利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	23.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	17.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	9.7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	41.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	40.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	34.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	27.3 %	新設

※令和6年6月1日から算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	37.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	34.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	35.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	32.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	29.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	28.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	25.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	30.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	23.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	20.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	22.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	19.4 %	新設

利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	27.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	20.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	11.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13)	18.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14)	13.9 %	新設

※福祉・介護職員処遇改善加算(V)については、
令和7年3月31日まで算定可能